

門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略
策 定 方 針

平成27（2015）年7月

門真市

1 策定の背景

(1) 人口減少時代への突入

我が国は、合計特殊出生率の水準低下や高齢化が進んできたものの、初めて人口動態に係る統計が取られた明治32（1899）年以来、一貫して出生数が死亡数を上回る自然増の状況にありました。

しかしながら、平成17（2005）年に初めて、出生数が死亡数を下回る自然減となり、以降はその割合も徐々に大きくなっています。¹⁾

総人口については、平成20（2008）年の1億2,808万人をピークにして減少に転じ、今後、平成62（2050）年には9,700万人程度となり、平成112（2100）年には5,000万人を割り込む水準にまで減少するとの推計が出ています。²⁾ いったん人口が減少し始めると、減少スピードは加速度的に高まるものと考えられています。

人口減少が進むと、経済規模の縮小につながるとともに、地域経済社会の維持が重大な局面を迎えることとなります。

1) 厚生労働省「人口動態調査」。昭和19（1944）年度から昭和21（1946）年度においては統計なし。

2) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成24（2012）年1月推計）

(2) まち・ひと・しごと創生法の施行と概要

国では、まち・ひと・しごと創生本部を設置するとともに、平成26（2014）年11月には、「まち・ひと・しごと創生法」（以下「創生法」という。）が制定されました。

「まち・ひと・しごと創生」とは、国民一人一人が夢や希望を持ち、うるおいのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成すること、地域社会を担う個性豊かで多様な人材について確保を図ること及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進することをいいます。

創生法では、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的としています。

【まち・ひと・しごと創生の基本理念】（抜粋）

- ・国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること。
- ・日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること。
- ・結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。
- ・仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。
- ・地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。

(3) 国の「長期ビジョン」「まち・ひと・しごと総合戦略」の策定と概要

国では平成26（2014）年12月27日に、人口の減少と将来の姿を示し、今後めざすべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下「国の長期ビジョン」という。）及び今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「国の総合戦略」という。）をそれぞれ閣議決定し、まち・ひと・しごと創生に総合的に取り組むこととしています。

(4) 地方版総合戦略の策定について

創生法第9条及び第10条においては、都道府県及び市町村の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「地方版総合戦略」という。）の策定について努力義務が課されています。

まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となり、中長期的視点に立って取り組む必要があります。このため、国の長期ビジョン及び国の総合戦略を勘案しつつ、都道府県及び市町村における人口の現状と将来の展望を提示する人口ビジョン（以下「地方版人口ビジョン」という。）を策定し、これを踏まえて今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた地方版総合戦略を策定することが要請されているところです。

なお、大阪府も同時期に総合戦略を策定することとなることから、府の策定状況も注視し、策定作業を進めることとします。

2 市の人口ビジョンの策定

(1) 市の人口ビジョンの位置付け

地方版人口ビジョンは、「地方版総合戦略において、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎と位置付けられる」ことから、地方版総合戦略と一体的に構成すべきものです。

本市の人口ビジョン（以下「市のビジョン」という。）を策定するにあたっては、国の長期ビジョンや大阪府が策定を予定している人口ビジョンを勘案する必要があるとともに、平成26（2014）年度の門真市第5次総合計画（以下「市の総合計画」という。）改定の際に、将来人口推計及び平成31（2019）年度末の目標人口設定を行っていることから、これらと整合を図りつつ策定を行います。³⁾

- 3) 市の総合計画は、住民基本台帳人口を基準として人口推計を行っており、生残率・0～4歳性比・子ども女性比・純移動率は、国立社会保障・人口問題研究所における推計値を用いて算出しています。

(2) 対象期間

平成52（2040）年までを対象期間とします。

(3) 記載事項等

市の人口ビジョンに記載する事項については、国の示す「地方人口ビジョンの策定のための手引き」（平成27（2015）年1月；内閣府地方創生推進室）等を参考にしつつ、概ね①人口の現状分析と②それによる人口推計等を示すとともに、③今後の予想される人口の変化が将来どのような影響を及ぼすかを分析・考察した人口の将来展望を示すこととします。

人口の将来を展望するに当たっては、単に人口総数や構成割合の変化を示すだけでなく、地域の将来に与える影響の分析・考察、めざすべき方向等を提示する必要があります。そのため、地域住民の結婚・出産・子育ての希望や、移住に関する希望などを実現する観点から、国の提供資料、本市が実施した過去の調査結果などを必要に応じて活用し、市の人口ビジョン策定のための基礎資料とします。

3 市の総合戦略の策定

(1) 市の総合戦略の位置付け

市の総合戦略は、市の人口ビジョンを踏まえるとともに、地域特性や課題を把握した効果的な内容を盛り込むことを検討します。

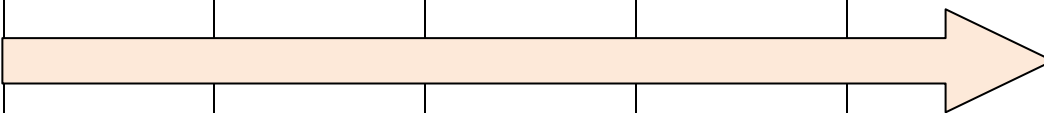
また、市の総合計画との関係では、地方版総合戦略策定のための手引きにおいて、「人口減少克服・地方創生を目的とする地方版総合戦略と各地方公共団体の総合的な振興・発展などを目的とする総合計画とは、その目的や対象となる政策の範囲は必ずしも同じではなく、別に策定すること」とされています。

しかしながら、市の総合計画においては、「通過都市から定住都市へ」「持続可能なまちづくりへ」を課題としており、めざす施策の方向性は地方創生においても共通する部分が多いと考えられます。

このことから、市の総合戦略を新たに策定することとしますが、その考え方や基本的な方向性については市の総合計画と整合を図ることとします。

(2) 対象期間

平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までの5年間とします。この期間は、市の総合計画の残期間とも一致します。

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度
市の 総合計画 (改定版)					
市の 総合戦略					

(3) 記載事項等

市の総合戦略に記載する事項については、創生法第10条の規定により、概ね①目標、②講ずべき施策に関する基本的方向、③具体的な施策等その他必要な事項とされています。

盛り込むべき施策としては、①しごとづくり、②ひとの流れ、③結婚・出産・子育て、④まちづくりに係る各分野を幅広くカバーすることが要請されているものの、地域固有の状況や人口増減の現況を踏まえて特定の分野や特定の施策を重点的に推進することは差し支えないこととされています。

市の総合戦略に記載する事項としては、市の総合計画の記載事項及び市の人口ビジョンに基づく人口の将来展望を踏まえ、市の総合計画の実現に向けた重点施策（「教育の向上」「まちづくり」「産業の振興」）、キーワード施策（「子ども」「女性」「コンパクトシティ」）の充実を基本とした内容とします。

(4) K P I（重要業績評価指標）⁴⁾ の設定とP D C Aサイクルによる検証

市の総合戦略の策定においては、基本目標ごとに実現すべき成果に基づく数値目標としてK P Iを設定することとされています。また、策定後は、国の総合戦略に盛り込まれた「政策5原則」（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）の趣旨をふまえて施策を推進することとなりますが、客観的なK P Iを設定し、P D C Aサイクルを確立することにより、市の総合戦略の成果を客観的に検証していくことが求められています。

K P Iは、原則として、当該施策のアウトカム（成果）に関する指標を設定するものとなりますが、既存の指標である市の総合計画における「達成度を測る指標」や、「門真市幸福度指標」⁵⁾ 体系に位置付けられる指標を活用することも想定されます。

具体的には、設定したK P Iについて、毎年の進捗を確認するとともに、公募市民や学識経験者等が参画する附属機関である「（仮称）門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」において検証を行うこととします。

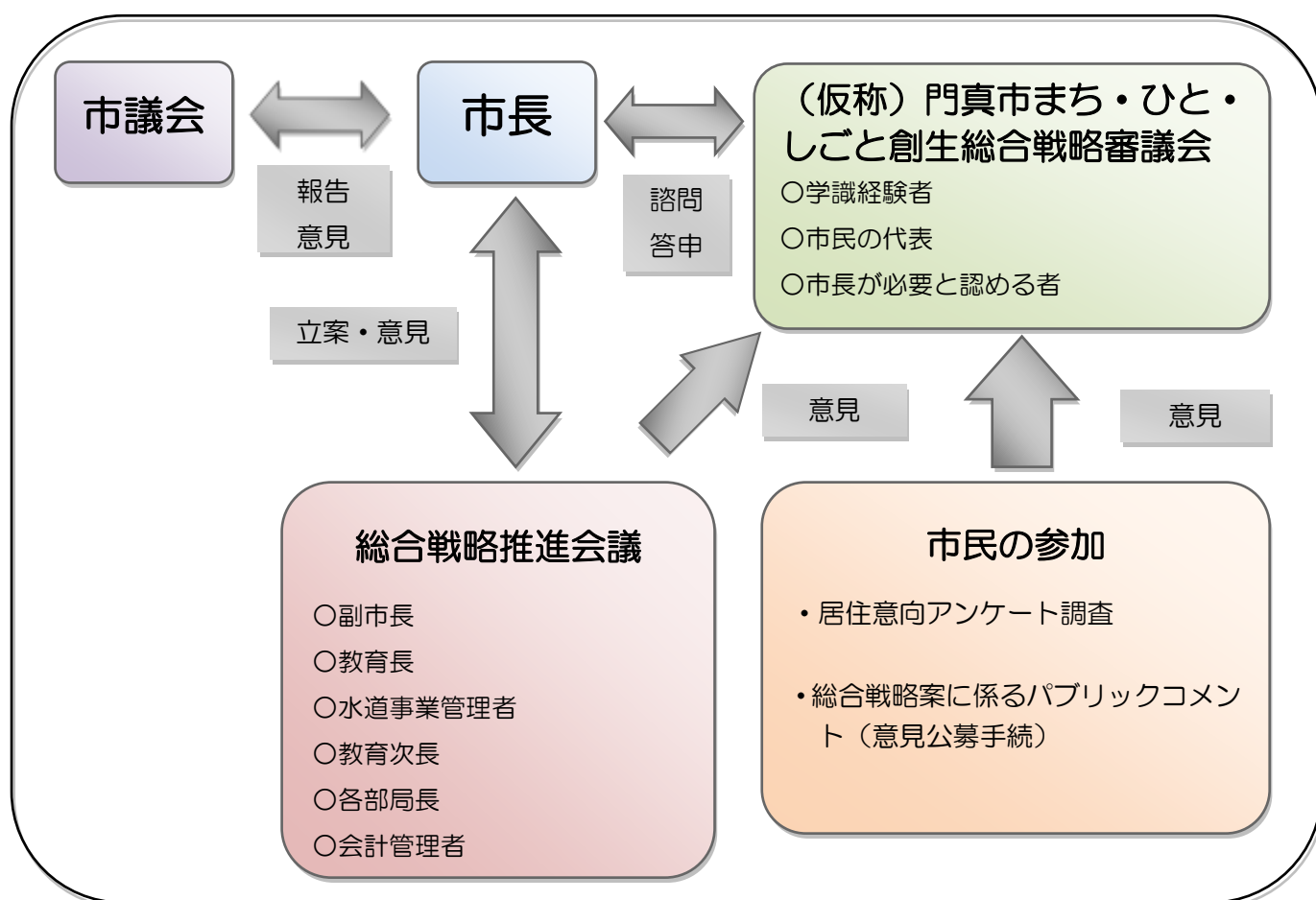
4) Key Performance Indicator の略称で、施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標のことをいいます。

5) 「門真市幸福度指標」とは、平成26（2014）年度に策定した市民の幸福実感を示す指標のことであり、「概念指標」と「モニタリング指標」の二層構造から成ります。

4 策定にあたっての体制

市の総合戦略の策定にあたっては、地域の課題について市民と共通の認識を持ち、広く市民や関係者の意見が反映されることが重要であることから、附属機関「(仮称) 門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」を設置するとともに、市の人口ビジョンの基礎データとなるアンケート調査、パブリックコメント（意見公募手続）等を実施し、市民や関係者の意見の把握・反映に努めることとします。また、庁内においては、「総合戦略推進会議」を設置し、意見集約を図ることとします。

策定体制は、下図のとおりです。



5 地方創生に係る交付金と総合戦略の関連

平成26（2014）年度に創設された、「地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金」のうち「地方創生先行型」については、地方版総合戦略の早期かつ有効な策定と、これに関する優良施策等の実施に対し支援するものとされており、本交付金に位置づけた事業については、その効果も踏まえ、市の総合戦略に盛り込むことを予定しています。

6 策定スケジュール

市の総合戦略は、下表のとおり、10月末を目途に策定するものとします。

		事務局	審議会・推進会議・市民
平成 27 年	4月		
	5月	○総合戦略策定方針の検討	
	6月	○人口ビジョン案の検討 ○大阪府との意見交換 ○アンケート調査実施 ○総合戦略の内容等について庁内調整	○第1回総合戦略推進会議（6月下旬） 【総合戦略策定方針及び人口ビジョン案の審議】
	7月		○第1回総合戦略審議会（7月上旬） 【諮問・総合戦略策定方針・スケジュール】 ○第2回総合戦略推進会議（7月下旬） 【総合戦略素案の審議】
	8月		○第2回総合戦略審議会（8月上旬） 【総合戦略素案の審議】 ○第3回総合戦略審議会（8月下旬） 【総合戦略素案の審議・パブリックコメントについて】
	9月	○素案に関するパブリックコメントの実施	
	10月	○庁議（10月下旬） ○市の総合戦略の確定	○第3回総合戦略推進会議（10月上旬） 【パブリックコメントの報告・総合戦略案の審議】 ○第4回総合戦略審議会（10月中旬） 【パブリックコメントの報告・総合戦略案の審議・総合戦略の答申】
	11月	○市の総合戦略の公表	
	12月		
平成 28 年	1月	K P I の検証のためのアンケート調査の実施	
	2月		○第5回総合戦略審議会（2月～3月） 【K P I の審議・検証】
	3月		

以上